

熱中症に注意しましょう

熱中症は、気温や湿度が高い環境下で体温の調整がうまくいかず、めまいやだるさなど様々な症状が起こる状態をいいます。正しい知識と適切な行動で熱中症を防ぎましょう。

熱中症予防の5か条 例年、

梅雨明けから救急搬送が急増します。気温や湿度の高い日は無理せず、適切に扇風機やエアコンを使用しましょう。

①飲み物を持ち歩こう

②湿度に気を配ろう

③休息をとろう

④バランスの良い食事をとろう

⑤声をかけ合おう

熱中症に関する注意喚起 令和7年度から、熱中症特別警戒アラート（※）が東京都に

発表された場合に、防災行政無線とメール配信により注意を呼び掛けます。熱中症警戒情報等は、環境省のメール配信サービスかLINE公式アカウントを友だち追加するこ

情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況

情報公開制度は、市が保有する情報の公開を求める市民の権利を保障し、透明で開かれた市政を実現することを目的とした制度です。

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な取扱いについて定めることにより、市民の権利利益を保護し、市民の皆さんが自分の情報の開示、訂正などを求める権利を保障する制度です。

令和6年度の市政情報の公開請求、個人情報の開示請求などの状況は、表1から表4までのとおりです。

問合せ 総務課法規係

表1 市政情報公開請求件数

実施機関	主管課	件数	実施機関	主管課	件数
市長	企画政策課	13	市長	観光まちづくり推進課	6
	市長公室	1		高齢者支援課	1
	財政課	1		こども政策課	1
	総務課	4		都市政策課	3
	職員課	2		住宅政策課	1
	契約管財課	2		区画整理推進室	31
	地域防災課	2		建設課	3
	課税課	4		教育総務課	10
	環境政策課	1		指導室	1
	農林課	1		生涯学習推進課	1
市長	商工振興課	1	教育委員会	図書館	1
				合計	91

表2 市政情報の公開・非公開などの処理件数

公開	一部公開	非公開	取下げ	審査請求
64	24	2	1	0

表3 個人情報開示請求件数

実施機関	主管課	件数	実施機関	主管課	件数
市長	市民課	2	市長	こども政策課	1
	生活福祉課	1		こども家庭センター	3
	高齢者支援課	6		指導室	1
	健康課	1		合計	15

表4 個人情報の開示・非開示などの処理件数

開示	一部開示	非開示	取下げ	審査請求
2	12	1	0	0

小学生親子手話教室

家族で楽しみながら手話を学ばしましょう。

日時 7月12日(土) 午前10時～正午

場所 あきる野ルピア3階会議室

講師 緒方好子さん（手話通訳士、東京都認定登録手話通訳者）、聴覚障がいのある方

対象 市内在住の小学生とその



環境省メール配信サービス

環境省LINE

とで通知を受け取ることができ

ますので、ご活用ください。

※熱中症特別警戒アラート：過去に例のない危険な暑さが予測され、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表される熱中症警戒アラートの一段上の警戒情報

問合せ 健康課健康づくり係（直通558・1183）

の家族

▽定員 5組10人（申込み順）

▽持ち物 筆記用具

▽費用 無料

申込み方法 6月30日(月)の午後6時までに、電子申請で申し込んでください。

申込み・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係（直通558・1157）

電子申請



交通事故などに遭ったときは必ず届出してください

交通事故や傷害事件など、第三者行為による治療のために医療機関を受診する場合、原則、加害者が責任割合に応じてその医療費を負担します。

健康保険の使用を希望する方は、必ず加入している健康保険へ連絡し、使用許可を得た上で、後日案内された必要書類を提出してください。健康保険は、加

害者が支払うべき医療費を一時的に立て替え、提出された必要書類に基づいて加害者が保険会社へ請求します。

※仕事や通勤途中での負傷は、健康保険を使うことはできません。

※第三者行為によって介護保険を利用する場合も届出が必要です。

※必要書類を提出しない場合や加害者と不利な示談などをした場合、健康保険が使えなくなる場合があります。

問合せ

国民健康保険：保険年金課国民健康保険係

後期高齢者医療制度：保険年金課後期高齢者医療係

介護保険：高齢者支援課介護保険係

給食調理員（会計年度任用職員）募集

採用期間 採用日～令和8年3月31日

報酬単価 時給1234円

勤務場所 秋川学校給食センター（草花2892）、五日市学校給食センター（五日市319）

勤務時間 午前8時～午後4時（実働6時間30分以内）

勤務日 月曜日から金曜日までの2日か3日（隔日勤務）

勤務内容 調理、食器洗浄の補助作業等

募集人数 秋川（5人）、五日市（1人）

応募方法 各給食センターに連絡の上、会計年度任用職員採用申込書を持参してください。

※市ホームページからダウンロードできます。

問合せ 秋川学校給食センター係（☎558・1112）

五日市学校給食センター係（☎595・0817）

6月22日(日)は 東京都議会議員選挙

ご当地めいすいくん



森っこめいすいくん

任期満了に伴う東京都議会議員選挙は、6月22日(日)に投票が行われます。この選挙は、明日の都政を託す人を選ぶ大事な選挙です。必ず投票しましょう。

投票できる方

投票日当日までに満18歳（平成19年6月23日までに生まれた方）になる日本国籍の方で、次の要件を満たしている方です。

●あきる野市の選挙人名簿に登録されている方

●令和7年3月12日までにあきる野市に転入届出をして、引き続き居住している方

※3月13日以後に都内の市区町村からあきる野市に転入届出をした方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地の投票所で投票してください。この場合、当市で発行する「住民票の写し」（選挙用は無料）を提示することでスムーズに投票することができ、市民課窓口で請求してください。（証明書はなくても投票できますが、居住確認のため、お待ちいただくことがあります。）

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行などで投票所へ行けない方は、その事由などを投票所入場整理券裏面の宣誓書に記載することで、期日前投票を行うことができます。

す。投票所入場整理券をお持ちでない方でも、期日前投票所に備え付けの宣誓書に記載していただくことで、投票することができます。

会場・日時

▽市役所1階コミュニティホール 6月14日(土)・21日(土) 午前8時30分～午後8時

▽五日市出張所（五日市地域交流センター）2階展示室 6月15日(日)・21日(土) 午前8時30分～午後8時

※どちらの会場でも期日前投票ができます。

都内の他の市区町村へ転出した方

あきる野市の選挙人名簿に登録されている方で、令和7年3月13日以後、都内の市区町村へ転出した方は、あきる野市で投票してください。この場合、転出先の市区町村長が発行する「都内に引き続き住所を有する旨の証明書（住民票の写しなど）」があるとスムーズに投票できます。

※投票前に都外へ転出した方は、あきる野市の選挙人名簿に登録されている方でも、投票できません。

市内で住所が変わった方

市内で令和7年5月28日までに転居届出をした方は、新しい住所地の投票所で、再度5月29日以後に転居届出をした方は、転居前の住所地の投票所で投票してください。

投票所入場整理券

6月9日(月)以降、随時郵送します。投票日には各自の氏名を確認

し、自身の投票所入場整理券を持参してください。万一、紛失したり、届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

不在者投票

投票期間中、出張などで市外に滞在している方は、不在者投票ができます。6月18日(水)までに申請してください。入院中や老人ホームなどに入所している方で、あきる野市の選挙人名簿に登録されている方は、指定されている施設であれば施設内で不在者投票ができます。施設担当者にお問い合わせください。

代理投票と点字投票

身体障がいなどで自分で投票用紙に記載することができない方は、投票所の係員が代理投票のお手伝いをします。視覚に障がいのある方は、点字投票ができます。

選挙当日の投・開票

投票

日時：6月22日(日) 午前7時～午後8時

場所：市内各投票所

開票

日時：6月22日(日) 午後9時から

場所：秋川体育館

投・開票日の問合せ

投・開票日の午前10時以降は、特設電話（☎550・6883）へ連絡してください。

▽問合せ 選挙管理委員会事務局